

## 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法第42条の規定により、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと定められています。

### ①職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を保持するため、産業医及び衛生委員会を設置し、定期健康診断を年に一度実施しています。

健康診断等受診者数（平成29年度実績）

定期健康診断	164名
健康相談	65名

### ②共済制度

職員の健康保険や年金制度については、福岡県市町村職員共済組合に加入しており、共済組合が短期給付（医療）、長期給付（年金）、福祉事業（健康保持・貯金・貸付事業）を行っています。

### ③公務災害補償

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

29年度発生状況

項目	件数
公務災害発生件数	0件
通勤災害発生件数	0件

### ④篠栗町職員互助会

職員（会員）の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的として、各種事業を行っています。事業の運営費用は、会員が納める会費と町からの助成金です。

29年度決算額

会費	助成金
4,282,158円	835,000円

### ⑤公平委員会の状況について

#### ・勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与等の勤務条件に関して、公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。新規及び継続中の事案はありません。

#### ・不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。新規及び継続中の事案はありません。